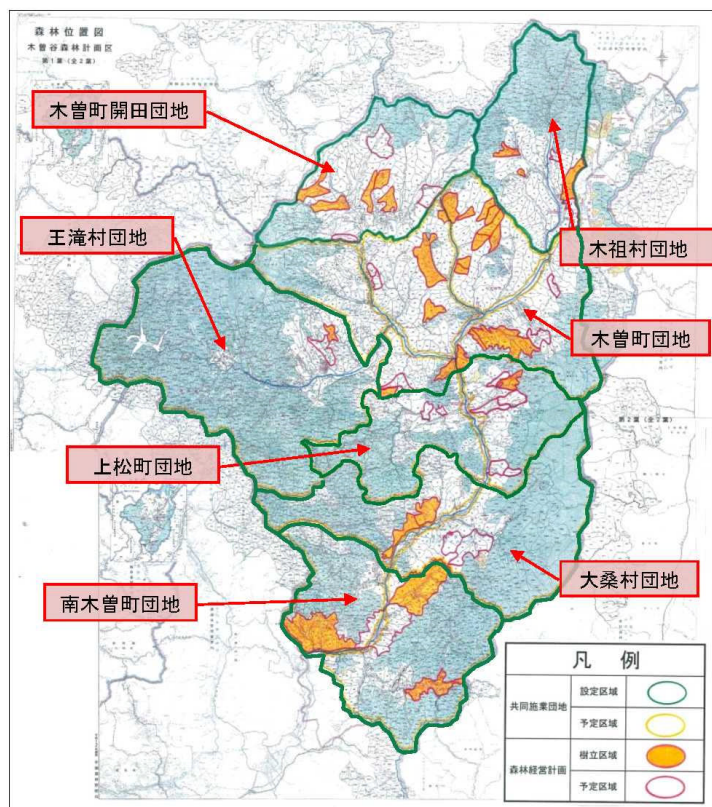


民国一体となった木曽谷流域 全域を森林共同施業団地に設定



木曽谷流域の団地図面

〔木曽署・南木曽支署〕木曽署管内では、平成 25 年度に「木曽谷流域森林整備推進協定」を締結し、林業関係者全体で地域の森林・林業の再生に取り組んできました。

昨年度末までに 7 箇所の森林共同施業団地を設定し、管内 6 町村全域が国、県、町村、木材市場、森林組合等による団地となりました。各団地では、森林の現況の分析・民国が連携した作業路網の開設と共同利用・森林整備の目標と事業計画・木材の安定供給と担い手の確保等を実施計画書に決めました。森林整備の事業計画で長期間の事業量を示すことにより、林業事業者等において事業計画や今後の設備投資、増員計画等の指針として活用され事業体育成に資することを期待しています。

また、昨年度から国有林の貢献として、ストックヤードが不足していた協定者に対し土場の一部の貸付や民有林と連携したシステム販売を実施しており、引き続きこの取組を進め地域材の流通コストの軽減、安定供給と有利販売に努めていくこととしています。

かつては木曽地域の雇用と経済は、森林・林業が担っていました。人工林資源が充実してきた今、民国一体での取組を更に推進し、木曽谷流域林業の活性化を図っていくことにしています。



一部を貸付した国道 19 号沿線の藪原土場